

岩手県監査委員告示第35号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第3号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳村岩見
岩手県監査委員 高橋昌造
岩手県監査委員 吉田政司
岩手県監査委員 工藤洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立水沢農業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年11月20日

イ 本監査実施日 平成25年12月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年2月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
清掃業務に係る費用の支出に当たり、委託料で支出すべきものを役務費で支出しているものが1件、173,931円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	清掃業務に係る費用の支出については、今後は、委託料で予算計上し、再発を防ぐこととした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立千厩高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年11月6日

イ 本監査実施日 平成25年12月17日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年2月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
普通財産貸付料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、47,570円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	普通財産貸付料の調定については、正しい科目に収納更正処理を行った。今後は、複数職員での確認を徹底し、再発を防ぐこととした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立久慈工業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年10月9日

イ 本監査実施日 平成25年12月2日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年2月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、500,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、平成25年11月11日に備品登録を行った。今後は、複数職員での確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立福岡工業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年10月31日

イ 本監査実施日 平成25年12月11日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年2月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事請負契約の締結に当たり、契約保証金に代わる担保が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	工事請負契約の締結については、今後は、複数職員での確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。
劇物の管理に当たり、在庫管理が不適當なものがあつたので、事務の厳正な執行に努められたい。	劇物の管理については、今後は、専用の薬品保管庫に整理し、劇物毒物化学薬品管理表による管理と、残量の定期的な照合、確認を徹底し、再発を防ぐこととした。